

令和 4 年度 奨励研究費 成果報告書

名古屋市立二城小学校
教諭 松下 恭平

1. 研究題目

外遊びの機会と道徳性の発達に関する一考察

A study on opportunities for outdoor play and development of morality

2. 研究機関

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

3. 研究報告

(1)問題の背景と目的

令和時代とともに、新型コロナウイルスが日常生活に大きな影響を与えた。とりわけ令和 2 年 3 月から 5 月までの学校の休業は、子どもたちの「遊び」という視点では大きな禍根を残したと言えよう。大声を出すこと、友達に接触すること、遊び道具を共有することなど制限されたことは数多い。当然のように、子どもたちは、そういった遊びではなく、室内で、しかもオンラインで遊べる遊びに熱中することとなった。折しも、国の GIGA スクール構想で導入されたタブレット端末がその一役を買ってしまったような印象も拭えない。

ところで、筆者が考える遊びには「外遊び」と「室内遊び」がある。「外遊び」とは、屋外で集団となり、体を動かしながら遊ぶこと、「室内遊び」は、自宅を含めた屋内で一人、もしくは複数で遊ぶことを指す。このように考えるとコロナ禍において大きく減ったのは、「外遊び」である。しかし、この「外遊び」の機会の減少は、コロナ禍以前にも議論されてきていた。

武田（2021）は「遊びを通して、人が多くのことを獲得していく」と述べる。「多くのこと」とまとめられている中には、道徳性も含まれると考えられる。

事実、武田が指摘するように、遊びを通して人が獲得していくものについて様々な立場から実に多様な視点から研究が行われている。秋田ら（2016）は小学生の遊び観を、遊びに対するイメージから分析し、生理的欲求や学校の勉強に比べて低く評価されていることや、「遊び」そのものよりも感覚的印象としての楽しさが覚醒される傾向にあることなどを明らかにしている。西田（2014）は子どもの遊びと道徳性の発達との相互関係を説明する際の根拠となる考え方としてコールバーグの道徳性発達理論が有効であることを示している。野本ら

（2015）は小学校高学年を調査対象とし、遊び能力と社会的スキルの関連について検討した。その結果、遊び能力が高くなると社会的スキルが高くなるという因果関係が認められたとしている。しかし、いずれの研究も、外遊びと室内遊びを分け、調査したものではない。また、奥野・大槻（2015）や奥野・八橋（2017）などは、児童の外遊びを改善する視点で論じている。しかし、先行研究をあたってみると、遊びと道徳性の育成を捉えて論じているものはなかなか見掛けない。一方で、遊びが子どもたちの道徳性の育成に何の影響もないとは思えない。そこで、その関連性を明らかにすることによって、遊びのもつ効果を図りたいと考える。

ここまで、筆者自身、「外遊び機会の多い児童は同機会の少ない児童に比べて道徳性が育っている」という仮説のもの、道徳性を道徳科の内容項目と置き換え、担任する学級の児童（37 人）を対象に質問紙調査を行った。サンプル数が少なく、統計的に有意差があったものは少なかった。サンプル数を増やすことで、データの信頼性を増すことが出来ると考えた。

これらを踏まえた本研究の目的は、初等教育段階における外遊びの機会と道徳性の発達についての関連を明らかにし、外遊びの効果についての示唆を得ることである。

(2)方法

対象者：A 県内（筆者勤務地）の市立小学校 3 校（B 小学校、C 小学校、D 小学校とする）に在籍する小学生

手続き：夏休み期間に各学校長に依頼した。なお、協力可能な学年だけでよいこと、回収に当たっては直接回収に伺うことを伝えた。実施時期としては、子ども同士の関係が再び構築される 9 月の後半以降（夏休みは、遊び方や友人関係に変化が見られることが想定されるため）から 10 月中旬まででお願いした。

倫理的配慮事項：各校長に、本調査の趣旨・内容・方法を説明した。また、重ねて、協力いただく学年も任意であること、協力の有無によって不利益を被ることが決してないこと、調査用紙への記入内容は調査以外の目的で使用することはないことと個人が特定されることはないこと等を説明し、了承を得た。

調査内容：性別、遊びの好き嫌い、学校での遊びについて（6 項目）、並びに以下で述べる、道徳科における内容項目 A ならびに B に関する質問（各 5 項目）を 4 件法にて調査した。

(3)経過

(a) 道徳性について

『小学校学習指導要領解説 総則編』によれば、道徳性とは「人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人間的特性であり、人格の基盤をなすものである」とある。そして、道徳性を構成する諸様相として「道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度」を挙げている。また、「一人一人の生徒が道徳的価値を自覚し、人間としての生き方について深く考え、日常生活や今後出会うであろう様々な場面及び状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することが出来るような内面的資質」とされている。（文科省、2017）ここでの道徳的価値とは「人間らしさを表すもの」とされており、この道徳的価値を含む内容を短い文章で平易に表現したものを「内容項目」としている。（同、2017）この内容項目は「児童生徒が人間として他者と共に生きていく上で学ぶことが必要と考えられる」とされている（同、2017）ことから、本研究においては、道徳性を図るものとして、内容項目を採用することとする。さらに、遊びや道徳性に関わるものとして、自己や集団が考えられることから、本研究において扱う内容項目は A 主に自分自身に関すること、B 主として人との関わりに関することの 2 つとする。

(b) 質問紙調査より

統計分析ソフト・エクセル統計を用いて分析を行った結果、以下 10 の質問のうち、下線が引いてある質問に対して、外遊び積極派と消極派で有意差が見られた。なお、分析対象数は 162 である。これを外遊び積極派と消極派とに分け、分析をした。これはまだ分析途中の段階であるが、予備調査段階（分析対象数 37 人）では、以下の質問（1）と（9）に有意差が見られていた。このことから考えると推測の域を出ないものの、

残りの分析対象数を含めて分析を進めていくとまた、別の項目における有意差が見られることが考えられる。

- (1)あなたは、遊んでいるときに、自分が正しいと判断したことを自信をもって行っていますか。
($A_v=2.92$, $SD=0.70$, $\chi^2=4.30$, $p<0.02$)
- (2)あなたは、遊んでいるときに、自分が間違っていること素直に認め、正直に遊ぶことができますか。
($A_v=3.28$, $SD=0.73$, $\chi^2=4.30$, $p=0.23$)
- (3)あなたは、遊んでいるときに、自分で出来ることを自分でやりながら、安全に気を付けるなど、よく考えて遊んでいますか。
($A_v=3.43$, $SD=0.60$, $\chi^2=5.17$, $p=0.16$)
- (4)あなたは、遊んでいるときに、自分の長所を生かしていますか。
($A_v=3.03$, $SD=0.87$, $\chi^2=9.79$, $p<0.02$)
- (5)あなたは、遊んでいるときに、自分で決めた目標に向かって、強い気持ちをもって、最後まで遊んでいますか。
($A_v=3.11$, $SD=0.82$, $\chi^2=11.00$, $p<0.01$)
- (6)あなたは、遊んでいるときに、相手のことを思いやって進んで親切にしていますか。
($A_v=3.37$, $SD=0.62$, $\chi^2=5.61$, $p=0.13$)
- (7)あなたは、遊んでいるときに、自分を支えてくれている人（家族や高齢者）への尊敬や感謝の気持ちをもっていますか。
($A_v=3.34$, $SD=0.67$, $\chi^2=7.68$, $p<0.05$)
- (8)あなたは、遊んでいるときに、礼儀正しく、誰に対しても真心をもって接していますか。
($A_v=3.10$, $SD=0.69$, $\chi^2=4.77$, $p=0.19$)
- (9)あなたは、遊んでいるときに、友達と信頼し合ったり、異性のよいところを見付けたりしながら遊んでいますか。
($A_v=3.24$, $SD=0.70$, $\chi^2=10.91$, $p<0.01$)
- (10)あなたは、遊んでいるときに、自分の考えや意見を相手に伝えたり、相手の意見を大切にしたりしようとしていますか。
($A_v=3.31$, $SD=0.73$, $\chi^2=7.15$, $p=0.06$)
- これらのことから、外遊びは、その積極派の方が消極派に比べて道徳性を育む可能性があることが示唆されたと考えられる。今後はまず、残りの分析対象となる質問紙の分析を進めるとともに、外遊び積極派の中から、通常時に遊んでいる人数ごとに同様クロス集計を行い、外遊びと道徳性の関連だけでなく、遊びにおける人数と道徳性の関連についても検討を加えたい。また、今回の成果を第 29 回大会にてその成果を報告するとともに、『子ども社会研究第 29 号』に論文として投稿する予定である。

(引用・参考文献)

- 秋田喜代美ら (2016) 「小学生の遊び観の分析ー遊びに対するイメージと価値認識に着目してー」東京大学大学院教育学研究科『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 55 巻、pp. 325-346
- 文部科学省 (2017) 『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別の教科 道徳編』
- 西田忠男 (2014) 「子どもの遊びと道徳教育（1）」島根大学教育学部附属教育臨床総合研究センター『島根大学教育臨床総合研究 13』pp. 87-96
- 野本浩太郎・石野陽子 (2015) 「小学校高学年児童における遊び能力と社会的スキルの心理学的研究」島根大学教育学部附属教育臨床総合研究センター『島根大学教育臨床総合研究 14』pp. 75-88
- 奥野暢通・大槻和貴 (2015) 「児童の外遊び改善に関する一考察：小学校休み時間における外遊びに関するアンケートの結果をもとに」『四天王寺大学紀要（61）』pp. 299-318
- 奥野暢通・八橋未来 (2017)．児童の外遊び改善に関する一考察ー小学校休み時間における外遊びに関するアンケートの結果をもとに（第 2 報 Y 市立 K 小学校を対象に）『四天王寺大学紀要（63）』pp. 325-344
- 武田信子 (2021) 『やりすぎ教育 商品化する子どもたち』、ポプラ社

1. 研究題目

新聞報道における「発達障害」の概念分析

—教師・保護者・発達障害児の振る舞いに関する概念の使用の変化に着目して—

2. 研究期間

2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

3. 研究報告

3.1 研究の目的・対象

本研究の目的は、発達障害に関する法律の成立の時期に着目しながら、新聞報道における発達障害児に対する教師や保護者の振る舞いに関する概念の使用の変化を分析することによって、学級での発達障害児をめぐる責任帰属と能力の捉え方がいかに変容しているのかを検討することである。本研究では Hacking(2006,p.257)が「相互作用する種類の観念を導入することによって、社会における記述と障害とが両方向通行である」と述べたループ効果を発達障害概念に援用した。発達障害概念とそのように分類された子どもに関わる人々（家族、学校、教師）に関して、分類（発達障害というカテゴリー）がそこに分類される人々（発達障害児）に対してどのような帰結をもたらすのかを新聞記事における記述を通して考察した。

上記の目的を達成するため、発達障害者支援法（2005 年施行、2016 年改正）と特別支援教育に関するガイドライン、障害者差別に関する法を参照し、発達障害者支援法成立以前、成立後、改正後の新聞記事における学級内の発達障害概念の記述に着目した。

資料は朝日新聞（4549 件）、読売新聞（3736 件）、毎日新聞（3146 件）のデータベースからキーワード「発達障害」に完全一致したもの（1990 年 6 月 4 日～2017 年 11 月 19 日まで）を対象とした。1990 年を起点としているのは次の理由である。1 つ目は「発達障害」に完全一致した記事は 1984 年の朝日新聞が初出（読売新聞と毎日新聞では 1990 年代以降に登場）であるが、朝日新聞の記事は医療やセミナー、講座の告知が中心であったため、1980 年代の記事は本研究の課題に適さないと判断したためである。2 つ目は「特別支援教育」の認知が普及するきっかけとなった「21 世紀の特殊教育の在り方について」の報告が 2001 年に成立しているため、人々の分類とその変更を捉えるためにはそれ以前の新聞記事も検討する必要があるからである。なお、Coulter (1979=1998) は民俗誌（エスノグラフィー）などでは行為がその場ごとに達成されていくことや行為がどのように組織されていくのかが見失われていることを批判し、「様々な観察された相互行為の経過において、理由づけはどのような構造のもとになされるか、成員たちはどのような慣習にどう志向しているのか、を分析していくことが目指され」る(p.41)と主張している。従って、本研究においても資料を分析する際には「真実を検証すること」を目的とするのではなく、資料の記述から人々がどのような規範にしたがって振る舞っているのか、法の成立という時代区分ごとの変化を

明らかにすることを目的とした。

3.2 研究の成果

分析の結果、明らかになったのは次の3点である。

1点目は、学校における事故や事件を例として、教師は何に対して責任を負うのかということが、発達障害概念を参照することによって異なっていく点である。2点目は、学級では集団生活を成立させるための秩序維持に関する能力評価から学習面における能力評価へ教師による発達障害児の「できる／できない」の捉え方が変化している点である。3点目は、家族や学校、教師、当該児童が発達障害概念を参照することで、本人に関わる人々の行動を変容させた点である。以下では、上記の3つに関して考察を加える。

まず1つ目の知見に対してである。1994年の自閉症の生徒の水死事故訴訟に関する記事では、担当教諭の指導の過失が問題視されながらも、教師の指導のどのような点に過失があったのかについては述べられていなかったが、発達障害者支援法成立後の2005年と2008年の新聞記事によると、PTSDを引き起こした教師や倉庫へ閉じ込めた教師の対応の不適切さが示され、教師の指導の過失として児童に対する無理解に焦点が当てられていく。

このように、発達障害概念を用いることによって、学校や教師が何に対して責任を負うのかという観点から学校責任の拡大が示された。

次に2つ目の知見に対してである。発達障害者支援法成立前は、集団生活を送るための秩序維持に関する能力の観点から発達障害児の「できなさ」を教師が問題視していたが徐々に、「パニック」を起こさずに友人とのトラブルを乗り越え、「集団になじめ」たことが「できたこと」として評価の対象となっている。しかし、2009年の新聞記事では学校による学習支援は不十分であり、試験や通知表において評価されておらず、発達障害児は学習面において「できない」ことが免責されていたことが示されている。友人とのトラブルといった学級の秩序を乱す振る舞いをするために、発達障害児は集団生活を送るための学級の秩序維持の評価が優先されたということが推測される。そして、母親はその状況を認識していながらも教師に異議申し立てをすることなく受け入れていた。

改正後の2017年の記事では、児童生徒が「正確な答えを導き出」すために、学校側の学習支援に対して障害の特徴に合わせた配慮を求めている。母親と発達障害児童生徒が学校や教師に対して配慮を求めて交渉している。つまり、発達障害児をめぐる「できる／できない」について、学級の秩序維持に関する能力評価がなされていたが、「社会的障壁の除去」を目指す合理的配慮の行使を学校や教師の求めていくことによって、学習面での能力も評価の対象となっていくのである。

そして、3つ目の知見に対してである。発達障害者支援法の施行前は、「しつけの失敗」と捉えていた発達障害児の振る舞いを、発達障害概念を参照することで免責しつつも、発達障害児の対応は家族に任されていた。そして、教師には発達障害についての知識の有無は問題視されていなかった。しかし、同法が施行された後は、教師は発達障害児の特性を理解し、

ルールや協調性を学べるように配慮した実践を行うことが求められていく。それと同時に当該児童生徒の特徴を知るために親の体験談に耳を傾けることが期待されている。つまり、発達障害児の対応に教師が「理解」を持って接することが求められ、主に関わりが求められていた家族である親は子どもの特徴を伝える立場へ移行しているのである。さらに、学習面における配慮が学校に要請されるにつれて、発達障害児自身が発達障害概念を参照し、学校に対する配慮を訴えていくことが可能となっていることが示された。

本研究では学校教育における発達障害概念の使用に着目し、学校責任で問われている内実と発達障害と分類された児童生徒の周囲の人々や当人の振る舞いの変化を検討してきた。発達障害という概念が当該児童生徒の振る舞いを免責する過程において、家族から教師、そして当該児童生徒の行動を変化させており、発達障害概念そのものの分類も変容してきた。その中で、学級において、発達障害児のどのような能力を免責するのかということも問われていた。法律の成立後は発達障害概念を参照する教師に発達障害の「理解」が求められ、集団生活を成立させるための学級の秩序維持に関する能力の伸長が評価され、改正後は当該児童の「能力の発揮」が可能になるような学習面の整備が求められていく。これらから、能力評価の基準が発達障害概念を参照する人々の振る舞いの変容とともに変化していることが示された。

本研究の成果は『〈教育と社会〉研究』第 28 号、一橋大学〈教育と社会〉研究会、2018 にまとめるとともに、日本子ども社会学会第 26 回大会で報告する予定である。

今後は発達障害児の能力の評価の観点から、発達障害児の高校受験に関する合理的配慮について当該児童とその保護者にインタビューを行い、進路決定過程に家族や教師の評価がどのように絡んでいるのかを考察する予定である。

2019 年 3 月 30 日

日本子ども社会学会 共同研究事業委員会委員長殿

大阪人間科学大学 子ども保育学科
フィールデン（野呂）育未

日本子ども社会学会 2018 年度奨励研究基金 成果報告書

1. 研究課題

組織・職業コミットメントにみる幼稚園教諭の専門職意識

Kindergarten teachers' self-awareness in relation to organizational and occupational commitment

2. 研究期間

2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

3. 研究報告

(1)問題の背景と目的

保育の質は、保育者の質に尽きる。しかし、保育者の労働や専門性は、社会から適切な評価を得てはいない。この背景には、小学校等の教員に比した給与の低さ、社会一般における“育児”と“保育”の差異のわかりにくさ（保育職の専門性への認識の低さ）、労働条件の劣悪さ、離職率の高さ、社会的地位の低さ等が課題としてあげられている（鯨岡，2000、香曾我部，2011 等）。にもかかわらず、このような現状に置かれている保育者の労働に関する調査や研究は低調であった。その原因の一つは、「保育の専門性への社会的要求水準が十分に高まらなかった」ことである（垣内，2015）。言い換えると、社会における保育の専門性への社会的評価が低いということである。

では、保育者の社会的評価の低さはなぜ問題なのか。社会的評価の低さについては、保育職の職業従事者の自覚のなさ（天野，1982）、保育者自身が専門性を発揮できる労働環境に置かれていない（垣内，2015）こと等が理由として指摘されている。そして、保育職の社会的地位の低い実態を改善するには、「国家や経済との関連を構造的に捉える」、「保育者に内在する専門性意識」の両面から実証的に掘り下げる必要性が提示されている（義基，2015）。これらを踏まえると、保育者自身の職業（専門）に対する意識と社会的評価の低さには関連があることが推察される。このことは、金田ら（2006）が、保育の質を捉える 6 つの層の中心に“保育者の意識”を据えていること、吾田（2009）が保育者の専門性を考える上での社会的評価問題の欠如を指摘していることとも関連すると考える。看護学領域においては、個人の専門職として自分が何をすべきか、どうあるべきかといった専門職としての意識が常に重要であり、そのあり様が看護の質向上につながると指摘されている（前信ら，2003）。

したがって、保育者が専門職として自分が何をすべきか、どうあるべきかといった専門職としての意識の実態を把握し、社会的評価との関連を検討することは、専門性や質向上への

新たな知見を提供でき得る可能性が高いと考える。そこで本研究では、保育者自身の職業（専門）に対する意識を捉える指標の一つとして、「コミットメント」という概念に着目した。コミットメントとは、勤務する組織や職業・専門に対してもつ態度や帰属意識を意味し、離職行動や日常の職業行動と関連をもつ要因として検討されてきた(Blau, 1985、Mayer, Allen, & Smith, 1993、Cohen, 2000 等)。わが国の看護学領域においては、看護学生や現職看護師を対象としたコミットメント研究が、学生の教育的支援や職業人としての熟達のための支援の検討等に役立てられている。澤田（2009）は、看護師の専門職者行動やバーンアウト傾向に、職業との関わり方に加え、所属する病院組織との関わり方が弱いながら関連することを明らかにした。また高木（2003）は、専門性の高い職業においては、組織よりも職業にコミットすることが多いと指摘している。保育職の場合はどうなのだろうか。離職率の高さや専門性への意識の課題等を抱える保育者の場合も、職業に対する意識の実態を把握する一つの指標として、組織・職業コミットメントは有効だと考える。

本研究の目的は、私立幼稚園教諭の組織・職業コミットメントの実態を明らかにし、幼稚園教諭の職業に対する意識の課題を明確化することを通して、社会的評価との関連について示唆を得ることである。

(2) 方法

対象者：A府内（筆者勤務地）の私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭（A府教育委員会HP掲載の私立幼稚園 417 園）

手続き：2018 年 9 月初旬に無記名の自己記入式調査用紙を対象園の園長宛に、各園 5 名程度を依頼し送付した。回収にあたっては、園ごとに返信用封筒にて返送を依頼した。回収期間は、学期始めに加え、運動会等の行事の多い時期であることを踏まえ、10 月上旬ごろまでの約 1 か月間とした。

倫理的配慮事項：調査実施前にA府教育委員会にて、本調査の趣旨・内容・方法、また調査への協力は自由意思であること、協力の有無による不利益は生じないこと、調査用紙の記載事項や集計結果については本研究の目的以外は使用しないこと、個人は特定されないこと等について説明し、承諾を得た。

調査内容：①フェイスシート、②組織コミットメント、③職業コミットメント、④職場の人間関係、⑤専門職者行動の 5 項目である。なお、使用した質問紙は、澤田（2009）が看護師対象の調査項目を幼稚園教諭向けに用語を変更したものであり、これまでも幾度か使用してきたものを用いた。

(3) 経過

①回答者の属性について

回収園は 90 園（395 名）であった。そのうち、大項目全てが無記入の調査用紙を除き、386 名分を有効回答とした。

回答者の年齢層は 20 歳～63 歳、平均年齢は 30.7 歳（ $SD=9.29$ ）であった。平成 28 年度学校教員統計調査によると、女性幼稚園教員の平均年齢は 35.9 歳である。これは公立および国立も含めた平均であるため、慎重になる必要はあるが全国平均より低い傾向にあった。性別については女性が 98%、男性は 2%、婚姻状況については未婚者が 73%、既婚者は 24%であ

った。また、クラス担任をもっている教諭は75%、もっていない教諭は23%、その他2%であった。

②回答者の経験年数について

結果は、経験年数が1年以上3年未満が最も多く(24.2%)、続いて5年以上10年未満(23.9%)であった。これらから、働き始めて3年と5年、年齢に置き換えると20歳～32歳という年齢で離職もしくは一旦仕事を離れるというパターンが多いことが予想される。しかし、専門職のキャリアという視点で考えると、継続的にキャリアを積み重ねている状況にあるとは言い難いのではないだろうか。20歳～32歳という時期は様々なライフイベントを経験する時期でもあるが、そのような時期にあっても、幼稚園教諭という職業を続けたい、もしくは続けられる職業になっていくことが必要であると考え。この点については、今後多様な視点からの考察が必要である。

表1 幼稚園教諭としての経験年数

経験年数	人数割合(%)	
1年未満	10	2.6
1年以上3年未満	92	24.2
3年以上5年未満	57	15.0
5年以上10年未満	91	23.9
10年以上15年未満	62	16.3
15年以上20年未満	29	7.6
20年以上30年未満	27	7.1
30年以上	5	1.3

③組織コミットメントおよび職業コミットメントについて

表2 組織・職業コミットメントの平均値およびSD

	組織コミットメント				職業コミットメント		
	愛着	規範的	内在化	存続的	情緒的	存続的	規範的
平均値	4.0	2.7	3.5	2.5	4.0	3.2	3.2
SD	0.37	0.97	0.41	1.13	0.83	0.32	0.34

澤田(2009)によると、組織コミットメントは愛着因子、規範的因子、内在化因子、存続的因子の4因子に分類される。本結果は、“この幼稚園にすることが楽しい”や“他の幼稚園でなく、この幼稚園を選んで本当によかったと思う”等の項目を含む愛着因子が4.0と最も高かった。これらから、現在勤務している幼稚園に対し愛着を持ち、この幼稚園で働くことに意義を感じている様子が予想された。続いて内在化因子、つまり勤務している園との一体感や同一視する程度も高い傾向にあったことから、本調査対象となった幼稚園教諭は、現在の勤務園そのものに情緒的にコミットしながら仕事をしていると推察された。

続いて、職業コミットメントは情緒的因子、存続的因子、規範的因子の3因子に分類される。因子名は異なるが、組織コミットメントと同様に“幼稚園教諭という仕事を誇りに思っている”や“幼稚園教諭という仕事に情熱を持って取り組んでいる”等の項目を含む情緒的因子が4.0と最も高かった。続いて存続的および規範的因子も3.2という同値を示したことから、本調査対象となった幼稚園教諭は、幼稚園教諭職という職業に誇りや情熱、責任感をもって仕事をしており、また仕事を継続していく意思も高い傾向にあることが推察された。

結果としては、組織コミットメントおよび職業コミットメントともに、総体的に高い傾向にあることが明らかとなった。今後は、性別や経験年数等との関連を含めた詳細な分析を進め、2020年度学会大会において報告することとしたい。

平成 30 年度 奨励研究費 成果報告書

代 表 者 所属大学 学部・研究科	広島大学大学院教育学研究科	職 位 (学生は大学院生と表記)	大学院生 (博士課程後期)
氏 名	淀澤 真帆 (Yodozawa Maho)		

1. 研究課題

(和文) 入園間もない時期における 3 歳児保育室の物的環境に関する研究

(英文) Physical Environment of the Three-Year-Old Children Classroom on Beginning Kindergarten

2. 研究期間

平成 30 年 4 月～ 平成 31 年 3 月(継続中)

3. 成果の概要

【研究目的】

本研究の目的は、入園間もない幼稚園 3 歳児クラスの子どもが保育室の物的環境にどのようにかかわるのかを明らかにし、物的環境の意義を検討することである。

入園間もない子どもには、保育者との信頼関係を構築することが重要であり、直接的なかかわりが求められる。一方、保育者にかかわりながら、自身を取り巻く物的環境にも触れている。しかし、入園間もない時期における物的環境の研究は不十分である。子どもにとって初めての社会生活への移行における物的環境の役割を検討することで、今後の環境構成に示唆が得られると期待される。

本研究では、登園後の身支度ルーティンに関する物的環境とのかかわりに焦点を当てる。ルーティンとは、連鎖する定型的な行為であり、登園後の身支度ルーティンは子どもが毎日取り組み、一人ずつ物的環境にかかわるため、本研究に適切な場面であると判断した。

【本年度の調査報告】

調査は、登園形式や身支度ルーティンに異なる特徴を持つ 3 つの幼稚園で行った。2017 年度に 1 園(A 幼稚園)での調査を終了しており、今年度は特徴の異なる 2 園(B 幼稚園・C 幼稚園)での調査を実施した。データ収集は、入園式翌日から、登園時の身支度ルーティン場면을消極的な参与の立場からビデオカメラを用いて行った。計 3 園のデータ収集概要を表 1 に示す。

分析は、第一に、各幼稚園の身支度ルーティンには何があるかを整理した。第二に、映像記録の中から保育者の直接的援助の少ない子どもを抽出し、身支度ルーティンの様子を文字化し(対象園ごとにクラスの半数ほど)、子どもの身支度ルーティンの傾向を身支度の順序や、何にかかわりながら身支度を行っていたかという視点から検討した。第三に、身支度ルーティンにかかわる物的環境の配置、家具の特徴から、子どもの身支度ルーティンに物的環境がどのようにかかわっているかを検討した。なお、調査協力園には研究内容や成果の公開、個人情報守秘などに承諾を得たうえで研究に取り組んだ。

表 1 データ収集概要

対象園	A幼稚園	B幼稚園	C幼稚園
調査年度	2017年度	2018年度	2018年度
規模	学齢1クラス, 全3クラス	学齢2クラス, 全6クラス	学齢1クラス, 全3クラス
対象クラス	3歳児		
対象クラス 園児数	20名	31名	20名
対象クラス 保育者数	担任1名/副担任1名	担任2名/補助1名	担任1名/補助1名
登園形式	保護者付き添い	園バス/保護者付き添い	保護者付き添い
登園時間帯	8:45～9:20頃	8:30～10:00頃 (園バス1便2台は8:35～50着/ 2便2台は9:40～55着 保護者付き添いは9:00頃まで)	8:45～9:00頃
身支度 ルーティン (基本)	①帽子を帽子掛けに掛ける ②靴を履き替える ③水筒を水筒かごに入れる ④おてふきタオルをタオル掛けに 掛ける ⑤シール帳にシールを貼る ⑥かばんをロッカーに片付ける	・靴を履き替える ・水筒を水筒掛けに掛ける ・おてふきタオルをタオル掛けに 掛ける ・コップ袋をタオル掛けに掛ける ・シール帳にシールを貼る ・かばんをロッカーに片付ける	・靴を履き替える ・帽子をロッカーに片付ける ・おてふきタオルをタオル掛けに 掛ける ・コップ袋をコップ掛けに掛ける ・シール帳にシールを貼る ・かばんをロッカーに片付ける
特徴	・ルーティン順序あり ・35分程度かけて全員が登園	・ルーティン順序なし ・31名中20名園バス登園のため、到着時に数名同時に登園	・ルーティン順序なし ・約15分間で全員登園
調査期間	2017/4/13-8/31	2018/4/9-9/6	2018/4/12-9/7
実施日数	38日	22日	21日

(1) 身支度ルーティンの変容

身支度ルーティンは、表1に示した基本のルーティンだけでなく、時期や曜日、天候によって変容が見られた。時期について、例えば、B幼稚園・C幼稚園の両園に6月下旬から「プールバッグを所定の場所に出す」というルーティンも加わった。また、月曜日には上靴袋や手提げカバンの片付け、雨の日にはカッパや傘の片付けなどもルーティンに追加され、必ずしも毎日同じではないルーティンが展開されていた。身支度ルーティンの変容に伴い、子どもにとってはかかわる必要のある物的環境が変わるため、身支度ルーティンの変容と物的環境との関係については今後検討する必要がある。

(2) 身支度ルーティンの傾向

A幼稚園と同様、B幼稚園・C幼稚園のどちらにも時期によって身支度ルーティンの取り組み方が変容していた。4月の月上旬に保育者や保護者に促されながら取り組み、登園後に何をするかを知る時期であった。5月頃にはひととおり自分で身支度ができるようになった。横着(1度にタオル・コップ袋・シール帳を持つ)をしたり、タオルを掛けずに遊びに移ったりする様子からも、ひととおり自分で身支度ができたと考察した。6月以降には、自分なりの身支度ルーティンの確立(効率化や順序の定着)及び友だちとのやりとりも楽しみながら行うようになっていった。

B幼稚園とC幼稚園で異なる点としては、両園とも身支度ルーティンに順序が決められていない中、C幼稚園での子どもたちの身支度ルーティンの順序は様々であり、B幼稚園では似たような順序で行う様子が見られたことが挙げられる。

(3) 物的環境の配置

物的環境の配置について明らかになったことを記述するため、B幼稚園・C幼稚園の3歳児保育室の図面を提示する。観察期間を通して、子どもたちの登園が始まる際に頻繁に見られた環境構成を示す。【】で括られた物的環境が、身支度ルーティンで触れる物的環境である。そのほか、子どもがどこから登園してくるかは➡で示す。

(2)で述べたB幼稚園とC幼稚園での子どもたちの身支度ルーティンの違いは、次の環境構成が影響していると考えられる。第一に、C幼稚園では、保育室全体を使って身支度を行うため、子どもたちが自分たちの好きな順番で取り組むことが可能となる。ロッカーの位置が、登園入り口とは対角の壁二辺に渡っている

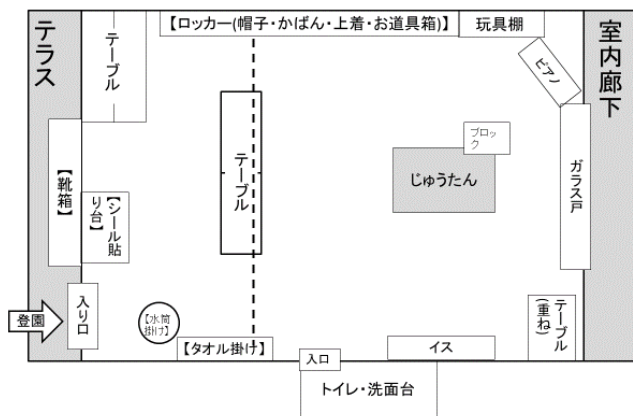


図1：B幼稚園3歳児保育室

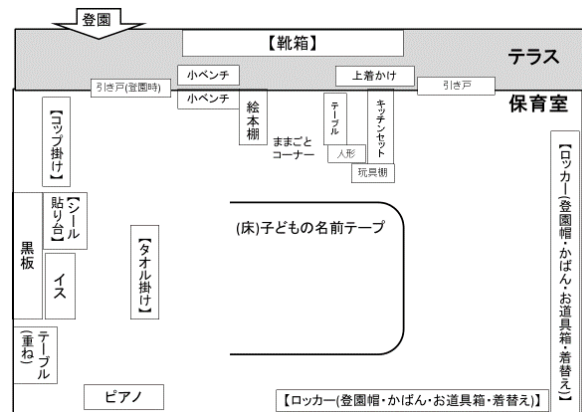


図2：C幼稚園3歳児保育室

ことから(図2参照)、それぞれ異なる身支度行動を導いた(例：最初にロッカーに荷物を全て置く。かばんを持ちながら身支度ルーティンを行うなど・・・)。

B幼稚園では、時間帯が異なっても似たような順序での身支度が観察された。具体的には、保育室に入ってから以降「水筒→シール→タオル→かばんをロッカーに片付ける」の順である。これは、保育室が遊びのエリアと身支度のエリアがゆるやかに分けられているためだと考えられる。図1の点線に境界線を示した。点線が通るテーブルよりも入り口側が身支度のエリアとなり、自然と一定の順序で行うことが促される。「ゆるやかに」という表現は、テーブルを越えることが禁止されていないためである。また、B幼稚園は、登園時間帯が8:30-10:00と3園の中で最もスパンが長い。従ってすでに遊びに入り込んでいる子どもがいる中で登園してくる子どももいる。この時、ゆるやかにエリアが区分されることで、身支度をする子どもと遊びに集中している子どもの両方の活動が保障される構成となっていた。

最後に、両園ともに、登園したら身支度をする環境がある、という構成は4月から9月までかけて維持されていた。これにより、子どもは身支度ルーティンに関する物的環境とのかかわりにおいて自分なりの工夫をしたり、効率化したりすることが促されたと言える。

(4) 今後の展望

本報告では一次的にデータを概観するために整理を行った。今後は援用可能な理論枠組みを用いて検討を進める。まずは、2019年子ども社会学会26回大会では、「入園時期における幼稚園3歳児保育室の物的環境―登園時の環境構成に着目して―」の題目で成果報告予定である。

【本年度の成果報告活動】

すでに調査を終えているA幼稚園での研究成果については、3度報告を行った。詳細は下記の通りである。
2018/5/13「入園間もない3歳児は保育室の物的環境をどのように意味づけるのか」日本保育学会第71回大会、宮城学院女子大学

2018/8/29 “Physical Environment in a Classroom on Beginning Kindergarten: Focusing on the Morning Routine of a Three-Year-Old Boy” European Early Childhood Education Research Association(EECERA) 28th Conference, Budapest University of Technology and Economics, Budapest, Hungary

2018/12/8「幼稚園3歳児保育室における入園時期の物的環境に関する研究―登園時のルーティンに着目して―」日本乳幼児教育学会第28回大会、岡山コンベンションセンター

平成 29 年度 奨励研究基金 成果報告書

(代表者) 岩手県立大学・高等教育推進センター・特任准教授 渡部 芳栄
東北公益文科大学・公益学部・講師 白旗 希実子
東北文教大学短期大学部・子ども学科・講師 石井 美和

1.研究課題

(和文) 地域社会におけるキャリア発達に関する研究

(英文) Research on Career Development in Community

2.研究期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

3.研究の目的

キャリア教育は特に学校教育で推進されており、国立教育政策研究所が 2002 年に示した 4 領域 8 能力は学校教育の進路指導の実践に役立っている。しかし本来、そうした能力の育成は学校教育のみならず、家庭や地域社会においても向上させることが望ましい。

地域社会におけるそうした能力の育成については、その役割を親・教師といった大人の支配から逃れられる子ども会に託す研究もあったが、実態としては子どもの主体性の欠如（野垣義行，1993、『生涯学習社会と子ども』）や、低入会率・担い手不足（石井久雄，2010，「子供育成組織活動の展開」）など、課題が山積している。そこで本研究では、地域社会での経験・体験とキャリア発達の関連について検討する。

4.研究経過

上記の目的を達成するため、本研究では①研究会、②アンケート調査、③インタビュー調査を実施した。

本研究にとって示唆に富む先行調査である国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」（以下、機構調査）の報告書の内容について、5 月の研究会及びグループウェアにおいて意見交換をし、11 月の研究会においてアンケート調査の質問項目を確定した。機構調査は平成 21 年 11 月～12 月にかけての調査であり、8 年という間隔が空いていることから、当時の状況と比較可能なように、質問項目の一部に機構調査と同じ項目を盛り込んだ（調査項目の借用については、国立青少年教育振興機構に確認し、承諾を得た）。その他、関連する先行研究を参考に独自の質問項目も盛り込み、概ね以下のような項目立てとした。

問 1：属性について

問 2：平日帰宅後の過ごし方について

問 3：過去・現在の自然体験・社会体験の度合いについて

問 4：自己の性格・考え方や周りの環境について

問 5：これまで学校以外で一番楽しかったことについて（自由記述）

問 6：インタビュー調査の可否について

アンケート調査については、機構調査においては「都市規模と学校規模を層化した二段集落抽出法」等を用いて実際の構成比等と大幅に異ならないように調査対象を抽出しているが、本研究では、申請段階から予算上特定地域に限定して調査をする計画であった。研究会での議論の結果、調査地域を岩手県盛岡市に、調査対象者を小中学生（小学校 5 年生・中学校 2 年生）に限定することとした。岩手県盛岡市を対象とした理由の 1 つとして、岩手県では 50 年以上前から学校・家庭・住民等が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む「教育振興運動」が実践されていることがあげられる。盛岡市には 42 の公立小学校、24 の公立中学校（分校 1 を含む。）があるが、盛岡市教育委員会との相談・助言（平成 29 年 12 月 1 日）のもと、市街地・郊外地域などにも配慮し、6 中学校区（6 中学校・11 小学校）を調査対象とした。調査の実施に先立ち、同 12

表1 アンケート調査配布・回収状況

学校種別	学校番号・コード	対象児童生徒数	回収数	回収率
小学校	1 (A)	71	69	97.2%
	2 (B)	31	32	103.2%
	3 (C)	97	93	95.9%
	4 (D)	36	36	100.0%
	5 (E)	33	32	97.0%
	6 (F)	19	19	100.0%
	7 (G)	105	102	97.1%
	8 (H)	74	72	97.3%
	9 (I)	34	30	88.2%
	10 (J)	28	28	100.0%
	11 (K)	76	76	100.0%
中学校	101 (L)	101	93	92.1%
	102 (M)	130	124	95.4%
	103 (N)	50	46	92.0%
	104 (O)	66	61	92.4%
	105 (P)	126	121	96.0%
	106 (Q)	74	69	93.2%
計		1151	1103	95.8%

月6日～8日にかけてすべての学校を訪問し、調査の趣旨説明と協力依頼を行った結果、すべての学校で協力を得られることとなった。実際の調査は、平成29年12月14日（木）～平成30年1月31日（水）に各学校において実施され、入力代行業者に調査票を送付して頂いた。回答データは平成30年2月19日に納品され、同2月28日にデータクリーニングが完了した。アンケート調査の単純集計結果は「速報版」として早急にまとめ、同3月7日（水）～3月9日（金）にすべての学校に報告・意見交換を行った（なお、その際、アンケート調査において特徴的な回答を行った児童生徒へのインタビュー調査が可能かどうかの確認も依頼した）。

インタビュー調査については、平成30年3月12日（月）にA小学校の児童2名、同3月13日（火）にD小学校の児童1名、同3月14日（水）にB小学校の児童1名、同3月22日（木）にP中学校の生徒1名に対して実施した。

5.成果

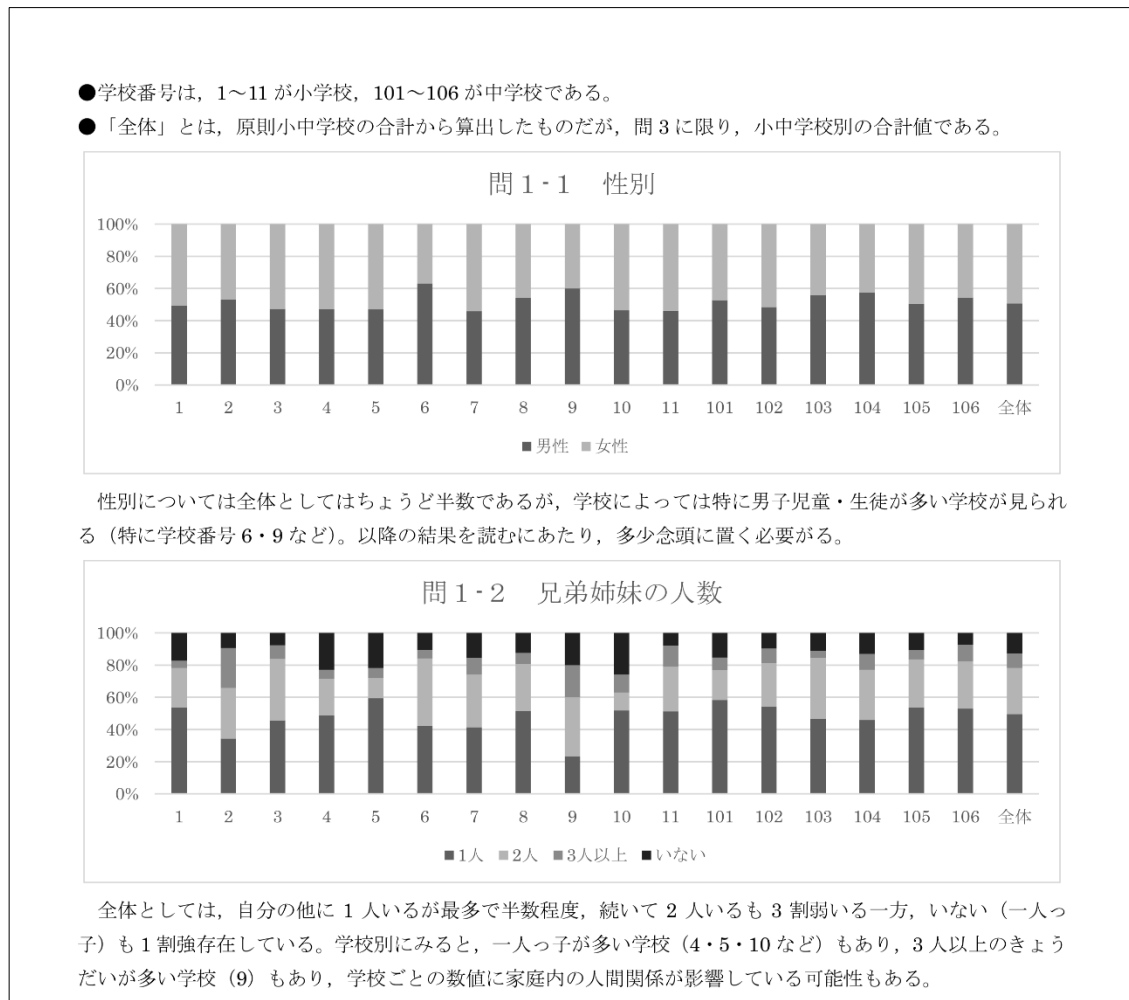


図1 速報版のイメージ

同3月7日（水）～3月9日（金）の学校への説明のために作成したアンケート調査の集計結果は、図1のような形（学校別のグラフと、一言コメント）でまとめている（全37頁）。その結果、例えば、①多くの児童が平日帰宅後に「友達と過ごすことが多い」と回答した小学校（問2-1：小学校番号1・4・10）、4割程度の児童が「毎日もしくは時々SNSやメールをしている」と回答した小学校（問2-3④：小学校番号5）があるなど、各学校の特徴を浮かび上がらせることができた。また、自然・社会体験の度合いについては、どちらかと言えば自然体験系（問3-1～問3-10）のほう为学校間の差が見られる結果となったが、居住地域の自然環境の違いは大きく影響しそうである。また、社会体験系（問3-11～問3-20）においても、友人とケンカしたり、近所の人に叱られたり、地域の祭りに参加したりを問うた質問では学校間で一定の違いが見られた。校長・副校長先生との意見交換においては、対象となった学年がたまたまそうした気質の子が多いかもしれないといった意見や、子ども会や保護者の影響もあるのではないかとといった意見が聞かれた。また、自分の性格・考え方や周りの環境などについて尋ねた項目（問4-1～問4-20）においては、一部の項目を除いては、学校間の差が大きかったり（問4-1, 問4-3, 問4-4, 問4-13, 問4-17など）、特殊な値を示す学校（問4-2：学校番号9・104, 問4-18：学校番号8・104など）が存在した。

本研究の目的に照らせば、問1・問2・問3と問4が、それぞれどのように関係しているかを詳細に検討することが重要である。今後さらに分析を進め、インタビュー調査の結果と合わせて2018年度学会大会において報告する予定である。

平成 29 年 3 月 31 日

日本子ども社会学会 共同研究事業委員会委員長殿

東京大学大学院 布川由利

日本子ども社会学会奨励研究費の研究実績報告書の提出について

日本子ども社会学会奨励研究費の研究実績について、下記のとおり研究実績報告書を取りまとめましたので提出します。

1. 研究題目

高校における進路選択・進路指導のエスノグラフィー研究

2. 研究期間

2016 年 4 月～2019 年 3 月（現在継続中）

3. 研究報告

3-1. 研究の目的・内容

この研究では、高校において進路選択・進路指導がいかに行われているかを、エスノグラフィーの手法を用いて明らかにすることを目的としている。これまで高校で行われている進路選択・進路指導については、Paul Willis『ハマータウンの野郎ども』（1977, 訳書 1985）、山村賢明他『受験体制をめぐる意識と行動』（1983）、古賀正義『「教えること」のエスノグラフィー』（2001）などを除いて、エスノグラフィーの手法を用いた研究が行われてこなかった。

進路選択・進路指導は、高校 3 年間を通して、また 3 年間の経験の蓄積に基づいてなされるものである。その期間中、教員たちは生徒の個性や進路希望、家庭背景などを把握することで個別の進路指導や学級・学年全体の進路行事を計画し、また生徒たちは、学校での生徒同士・教員間でのやり取りや授業などの経験を編成し、自身の進路選択へとつなげていく。こうした進路選択・進路指導の性格上、長期間にわたって調査を行うエスノグラフィーの手法は非常に適したものであり、かつそこから得られる知見は非常に多くなると考えられるが、とりわけ日本の高校を対象とした研究は非常に少ない。

本研究では、関東圏にある総合制高校（以下 A 校）で、参与観察・インタビュー調査を行い、上記の問いに取り組む。この研究を通して、次の 2 点を明らかにする。一点目は、教員たちが生徒についての知識をいかに編成し、進路指導につなげているか、また二点目は、生徒たちが学校・家庭での経験をいかに進路選択と結び付けているか、以上 2 点である。

3-2. 研究の経過・成果

2016 年度は、A 校で行われる進路行事での参与観察、および教員へのインタビューを行った。参与観察については、進路行事の集中する 6 月・10 月に行ない、またインタビューは夏季休暇中に 5 回、2 月に 2 回行った。なお、当初進路行事場面の撮影、および映像・録音データの分析を計画し、また A 校の校長・副校長、および進路指導部の教員から了承を得ていたが、副校長から映像記録の収集について転じて了承が得られなくなったため、本研究では参与観察についてはフィールドノーツの記録にとどめ、インタビューデータの収集のみとすることとなった。

以下、A 校について簡潔にその特徴を述べる。A 校は関東圏にある公立高校であり、その大きな特徴の一つに総合学科の設置がある。A 校では、卒業生のほとんどが進学を選択するものの、履修可能な科目としては専門科目も多く用意され、生徒たちは入学当初から 3 年間の履修計画を立てるよう求められる。こうした生徒たちの履修計画の作成にとって重要な進路行事として、1 年生・2 年生の 1 学

期・2 学期に行われる履修相談会が挙げられる。この履修相談会では、各教科の担当教員が個別の相談コーナーを設け、生徒たちが自身の履修計画表を持ち込み、教員と一対一で相談を行う。各教科の教員は、生徒の履修計画に問題がないことを認めれば、自身の担当する教科についてサインをし、履修の許可を出す。生徒は、履修を希望するすべての教科について教員のサインを揃えれば、次年度の履修計画が認められることになる。本研究では、この履修相談を中心とした進路行事を観察し、またその前後で教員を対象にインタビュー調査を行なった。

調査によって得られたフィールドノーツおよびインタビューデータの分析から、二点の知見を得られた。一点目は、総合学科が掲げる理念と、実際の科目選択制度の運用との間の矛盾に対する現場の適応方法である。総合学科が掲げる“多様な科目・進路選択の自由”という理念に基づく科目選択制が、実際にはその理念通りに運用されず、進路意識の強い生徒にとってのみ有効に機能する制度であることは、総合学科に着目したこれまでの研究でも繰り返し指摘されてきた（岡部 1997、三戸 2001 など）。しかし先行研究では、そうした制度の理念と実際の運用との間に矛盾があるにもかかわらずなぜ総合学科は機能しているのか、そしてその矛盾に学校内の誰が・どのようにして対処しているのかがほとんど明らかにされてこなかった。本研究では、そうした制度矛盾に対する対処の方法を、リプスキー（1980＝1986）が提唱した「ストリート・レベルの官僚制」という視点から明らかにすることを試みた。

学校教員は、行政サービスの提供者として、サービスの受け手である生徒と直接関わり、制度運用に関わる裁量権を行使してサービスを提供する典型的な“ストリート・レベル官僚”である。A 校の調査からは、そうしたストリート・レベル官僚である教員たちが、制度の理念と運用との間の矛盾に対処しており、また前述の履修相談会がまさにその対処の重要な場の一つであることが明らかになった。A 校の科目選択制度では、大学受験においては重要な科目となる「数学Ⅰ・A」が選択科目となっており、この科目の選択希望は入学前に行なわれる。この制度について、教員インタビューでは科目選択の自由という総合学科の特色を維持するために必要であるとされつつ、他方で入学前の生徒に対し、教員との相談も無く重要な決断を迫ることになる点についての批判が同一の教員から語られた。また、明確な進路意識を持たないまま科目選択を行なってきた生徒が、3 年次になって自身の科目選択を後悔し、変更を希望する場合があることについて制度上の問題を感じる教員の語りもあった。

しかし、実際に生徒と対面する場では、そうした批判が教員から示されることはなく、むしろ生徒には科目選択の明確な理由の提示やその正当性を述べることが強く求められる。履修相談会では、科目選択表を持参し「サインください」と求めてきた生徒に対し、「なぜ?」「どうしてこの科目を選択するの?」といった理由の提示を求める発言や、「本当にこの科目取っていいの?」といった正当性の提示を求める発言が複数の教員から何度もなされていた。つまり、教員によって制度上の矛盾点として理解されていることであっても、生徒と対面する場では、科目選択の自由に伴う責任を生徒本人が自覚しているかを確認し、また生徒が責任をもって選択していることを積極的に評価するやり取りが行なわれていた。このようにして教員は、制度上の矛盾を生徒との対面の場ではむしろ生徒評価の手段として利用し、またそうすることで矛盾に対処していたのである。

一見すると、こうした対処は制度上の矛盾を生徒の選択責任として解消させているように思われるかもしれない。しかし重要なのは、こうした対処が、その場その場のやり取りにおいては十分な合理性を持っている、という点である。履修相談の場では、その主たる目的は生徒の履修計画が適切かどうかを教員が評価することであり、そうした目的がある以上、その場のやり取りは科目選択制度の整合性よりも生徒の選択の適切性に焦点が当てられる。上記のような、生徒に対する選択理由の提示の求めや、選択の正当性の提示の求めは、そうした相互行為上の焦点と合致するものであり、そこでは科目選択制度の整合性が問われることはむしろ不適切になる。よって生徒との対面の場においては、生徒の選択の適切性のみがやり取りの焦点とされることで、その場で制度上の矛盾点に焦点が向けられることは回避されるのである。

以上を要するに、総合制が抱えるその制度上の矛盾は、実際の生徒に対する指導のなかでは、解消

（あるいは回避）可能であり、またそうした矛盾は、生徒の科目選択に伴う責任に焦点があてられることで、合理的に解消（回避）可能な矛盾であることが明らかになった。

知見の二点目は、教員が様々な活動で用いる知識とその使用方法である。これは一点目の知見とも関わるが、教員たちは生徒との履修相談場面、筆者とのインタビュー会話場面、教員同士の会話場面など、それぞれの場面において用いる知識を適切に使い分け、また適切に使用していることが明らかになった。例えば、生徒との履修相談場面では、前述のように生徒の履修計画の評価に焦点が当てられ、生徒のふだんの生活の様子、テストの成績、進学に関する情報を用いて指導を行っていた。こうした履修相談場面では、進路選択に関する先行研究では一般的にその影響の大きさが認められている生徒の家庭的背景が問題となることはほとんどない。教員インタビューによれば、そうした家庭の経済状況や親の進路希望などはむしろ二者・三者面談で相談すべきことであり、履修相談の場では適切でないという語りがあった。このように、教員たちは相談の場の種類によって、問題とすべき事柄や取り上げるべき話題を適切に変え、相談を行っていた。

あるいは、同じ履修相談の場面のなかでも、誰と会話をするかによって、用いられる知識が異なる。履修相談会のフィールドワークのなかで、ある生徒が「東大に入って官僚になりたいから勉強を頑張る」と宣言し、国立大受験を見越した履修計画表を提示した。対応した2人の教員たちは「それは本気？」と最初は面食らったようだったが、次第に受験に必要な科目・勉強量についての話へと話題を移行させ、相談は終了した。しかし、生徒が立ち去った後、教員同士の会話では「誰に吹き込まれたのか」「一体何の影響であんなことを言い出したのか」と、生徒の進路希望に疑いを向けるやり取りが展開された。

進路指導においてどのような知識を用いるかについては、シクレル&キツセ（1963=1985）などは生徒の社会的背景や学業成績についての解釈枠組みに着目している。そうした先行研究においては、教員やカウンセラーなどが用いる解釈枠組みや専門的知識などが生徒の進路を方向付けていくことを強調している。しかし、本研究で注目したいのは、教員たちがさまざまな知識や方法を用いることによって、いかなる活動を組み立てているのか、という点である。例えば、教員たちは生徒たちとの会話において、生徒の学習状況、希望進路などを取り上げ、質問—応答を展開することで、「履修相談場面」を観察可能なものとし、相談活動を組み立てていた。こうした活動が展開されるなかで、生徒の家庭状況などについて質問することは、生徒本人の履修計画の適切性のみが問われる履修相談活動の観察可能性を損なうことになりかねない。また、「東大に行きたい」と宣言した生徒について、教員同士でその生徒の進学意志を疑う発言をすることは、その会話が「履修相談」ではなく、「教員同士による指導の相談」という会話であることを、観察可能にしている。つまり、教員たちは、活動によって用いる知識を適切に変更し、それぞれ別の活動を観察可能なように組み立てているのである。

以上のことから、学校で行われる進路指導は、教員の解釈枠組みや生徒自身のパースペクティブなど、特定の要素によって決定づけられるのではなく、履修相談や教員同士の相談・会議、授業、生徒同士の会話など、それぞれの活動の参加者たちがそれぞれの活動で適切に知識・方法を用いて観察可能にしている様々な活動の総体であることがわかる。本研究では、特に履修相談や、教員が個々に行う指導において用いられる、知識・方法を明らかにした。

平成 28 年度 奨励研究費 成果報告書

代表者 所属大学・学部	広島大学大学院教 育学研究科	身分	博士課程後期
氏名	保木井 啓史		
NAME	Takafumi HOKII		

1. 研究課題

(和文) 幼児にとっての大人の期待から距離を置くことの意味

(英文) The Significance of Keeping a Distance from Adult's Expects for Young Children

2. 研究期間

平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日

3. 成果の概要

本研究の目的は、幼稚園 5 歳児クラスの集まり場面（朝の会、帰りの会、話し合いなど）における、保育者の意図する正規の進行と異なる幼児の行動などの質的分析を通して、大人の期待から距離を置くことの幼児にとっての意味を、仲間文化（peer culture）の局面から明らかにすることである。

平成 28 年度は、(1)問題設定を焦点化するための文献検討、(2)X 幼稚園の集まり場面の分析・論文化、(3)Y 幼稚園・Z 幼稚園でのデータ収集・継続中の暫時的分析を行い、下記の成果を得た。

第 1 の成果は、現在、論文として投稿中である。集まり場面研究の方向性への示唆を得るために、集まりに類似の保育場面であるサークルタイム (circle time) を主題とする海外の原著論文 16 件を、日本の集まり場面研究の到達点と対比し検討するレビュー研究を実施した。結果、(1)集まり場面においても、保育者の意図・計画の視点では見落とされる、幼児自身の集まりへの意味付けが存在しうること、(2)幼児自身の意味付けは、幼児間の連帯・友情が基盤にあると捉えられていること、(3)幼児がサークルタイムの進行の主導権を得ることに価値を置く観念があり、その実現に寄与する保育者のルール運用・態度の特徴があること、(4)幼児自身の集まりへの意味づけをつぶさに捉えつつ、それ集まりの進行と関連付ける検討の必要性などの示唆を得た。

第 2 に、集まり場面における保育者の期待に対して、どのような行動がどのように実現されているか明らかにし、幼児自身の集まりへの意味付けの一端を描き出すために、X 幼稚園の集まり場面のビデオ映像を、Corsaro (1985 など) が仲間文化の一要素と位置付けた、第二次的調整（ゴッフマン 1984）の枠組みで分析した。そして、(1)幼児が、求められる行動の意味付けの改変や、保育者の隙を突いた集まりと関係のない行動など 16 種の手段により、個人的な関心事を楽しむなど 4 種の「非公認の目的」を実現していたことを明らかにし、(2)幼児が集まりの全体をインフォーマルな楽しみの場として利用していること、(3)保育者の意図する集まりの活動へも並行して意欲的に参加する両義的な過ごし方があることの示唆を得た。この成果は論文として公表された（保木井啓史「保育者の期待に対する子どもの身の処し方の研究—集まり場面における第二次的調整—」『教育学研究

ジャーナル』第 20 号、pp.31-39、平成 29 年 3 月)。

第 3 に、Y 幼稚園・Z 幼稚園において、集まりを中心とした保育場面のデータ収集を実施した。第二次的調整と同様に仲間文化の一要素であり、第二次的調整を包含する概念であるアプロプリエーション (Corsaro 2015) を枠組みとし、分析を継続中である。アプロプリエーションを枠組みとする理由は、先述第 2 の成果では保育者の期待の裏をかく行動が分析されたのに対し、保育者が意図する集まりの進行と相互作用する場合も含めた仲間文化の詳細を捉えるためである。目下、Y 幼稚園の集まりで、保育者と幼児がそれぞれ行動や状況の意味付けを、集まりの進行と個人的な関心事に取り込み合う事例が発見されつつある。

3 つの幼稚園の保育方針・集まりの雰囲気にはそれぞれの特徴がある。Z 幼稚園のデータを今後、アプロプリエーションの枠組みで分析することで、3 園の集まり場面における幼児の行動を、形態 (あるいは性質) の異なる、しかし仲間文化を基盤としたアプロプリエーションという点で共通のものとして理論化することを目指す。

以上の検討を通じて、(1) ルール運用・保育者の態度の異なる集まりにおいても、保育者から相対的に独立した幼児たちの行動体系があること、(2) いっけん保育者の主導性が優位な集まり場面であっても幼児の能動性を見出し得ること、を実証的に示しうることが展望される。Z 幼稚園の分析結果を、日本子ども社会学会第 25 回大会で報告する予定である。

Corsaro, W.A. (1985) *Friendship and Peer Culture in the Early Years*, Norwood, NJ: Ablex.

Corsaro, W.A. (2015) *The Sociology of Childhood*. Sage Publications, Inc.; Fourth edition.

ゴッフマン, E. 石黒毅訳 (1984) アサイラム 施設被収容者の日常世界. 誠信書房 (Goffman, E. (1961) *Asylums: Essays on the Social Situations of Mental Patients and Other Inmates*, Anchor Books, Doubleday & Company, Inc.)

「奨励研究」資金提供者からの成果報告

さる平成24年6月から開始されました奨励研究資金の提供者3名の方から成果報告がございました。今後とも多くの若手研究者の方々にこの資金をご活用いただき、学会の活性化にご助力を願いたいと思っております。今年も5月中に公募をいたします。奮ってお申し込みください。

共同プロジェクト事業委員会委員長 古賀正義

<報告1>

代表者 所属大学・学部	大阪大学大学院 (富山短期大学)	身分	大学院生 (講師)
氏名	小西 尚之		
NAME	Naoyuki Konishi		

1. 研究課題

(和文) 総合学科高校の教育と生徒の進路選択

(英文) Curriculum and Students' Career Choice in "Sogo Gakka" Senior High School

2. 研究期間

2012年7月5日～2013年3月31日

3. 研究の概要(背景・目的・研究計画・内容および成果 和文800字程度、英文30word程度)

(和文)

本研究は、選択制とキャリア教育を特徴とする総合学科高校のカリキュラムに注目し、そこで学ぶ生徒の進路選択の状況と卒業後のライフストーリーの分析を通して、高等学校におけるカリキュラムと進路選択の関係を明らかにすることを目的としている。

日本の高校研究は、普通科と専門学科の間の学科間の格差や、同じ普通科でも偏差値ランクによる「学校間格差」が主な研究対象であった。1994年に創設された「第3の学科」総合学科では、様々な進路希望を持つ生徒たちのために多様なカリキュラムが用意されており、そこでは普通科や専門学科に比べ、「学校内格差」が顕著に見られることが予想される。

よって、日本の総合学科研究は「学校内格差」に注目すべきであり、その際に参考となるのがアメリカにおけるトラッキング研究である。総合制高校の「学校内格差」に注目したアメリカのトラッキング研究は、日本の総合学科高校における科目選択や進路選択を考察する際に、有効な枠組みを与えてくれるものと考えられる。本研究では、筆者が日本の総合学科高校で実施したパネル調査の結果の分析を通じて、日本の学校社会学の分野の理論や枠組みを再検討し、同時に日本の高校研究や高校教育の実践、さらには高校教育改革にも示唆を与えることを目的とする。

今後は個別の進路選択の状況をさらに詳しく調べるために質問紙調査においてインタビューへの許可が得られた卒業生に対してインタビュー調査を行なう予定である。今年度はインタビュー調査の準備期間とし、インタビューに関する方法論についての文献を収集し論文にまとめた(小西尚之「『ショート・ライフストーリー』によるインタビュー調査—アトキンソンの方法論を中心に—」『富山短期大学紀要』第48巻、pp.29-39、平成25年3月)。さらに、質問紙による卒業生追跡調査の結果をもとに、総合学科卒業生の進

路選択の状況を分析し、2013 年 6 月に開催される日本子ども社会学会第 20 回大会で報告する予定である。

(英文)

The purpose of this study is to clarify how the curriculum of “Sogo Gakka” senior high school affects the course choice of students.

<報告 2>

代表者 所属大学・学部	筑波大学 人間総合科学研究科	身分	大学院生
氏名	鈴木 瞬		
NAME	Suzuki Shun		

1. 研究課題

自治体放課後ケア政策における放課後子どもプランの実施形態と規定要因に関する研究

An examination on enforcement from and factor of after-school child plan on After-school care policy by local government

2. 研究期間

平成 24 年 5 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 800 字程度、英文 30word 程度）

本研究では、放課後子どもプランの導入を、教育と福祉の境界を越境し「放課後ケア政策」を志向する契機として捉え直すとともに、地方自治体が行う「放課後ケア政策」における放課後子どもプランの位置づけや実施形態、それらの規定要因を明らかにするため、下記の調査を行った。

【調査 1】関東 2 県（X 県、Y 県）における市町村について HP 上から得られる情報をもとに、放課後子どもプランの実施形態について、所管の違いと事業実施の有無から 7 類型に分類した。

【調査 2】調査 1 による分類をもとに 15 自治体を選定し、調査を依頼した（2012 年 7 月）。その結果、許可が得られた 6 自治体の放課後子どもプラン（放課後子ども教室及び学童保育）担当職員に対して、ヒアリング調査を行った（2012 年 8 月～9 月）。当初は、教育長へのヒアリングも計画していたが、許可が得られなかった。わずかな事例からそれらを規定する要因を探ることは困難であるが、放課後子どもプランの所管形態は市町村合併や分権化に伴う自治体行政組織の再編化と関係している可能性があり、また、自治体規模や地縁組織の活発性が自治体における放課後ケア対策の様態を規定している可能性が明らかになった。現在、自治体行政組織の再編化が確認された 3 自治体について、放課後子どもプラン導入にかかわる事業・事務移管の論理と帰結を分析している。このうち、2 自治体については、2013 年

集計結果 2013/3/29 現在)						
	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	市町村	合計
郵送数	47	20	41	23	282	413
返送数	34	11	30	13	159	247
回収率	72.34	55	73.17	56.52	56.38	59.81

に継続調査を行う計画である。 【調査3】調査2の結果をもとに調査票を作成し郵送した（2012年10～11月）。第1次〆切を2013年1月末とし、2月に督促のはがきを送付、第2次〆切を3月中旬とした（回収率は上記参照）。現在、SPSSを用いて分析を行っているため、調査3の結果については、日本子ども社会学会第20回学会大会で行う。 （英文） The purpose of this study is to discuss how after-school child plan is placed, and what factor of that is among After-school care policy by educational administration in local government. In this study, I review introduction of after-school child plan as opportunity to aim for “after-school care policy” that cross the border of education and well-being and get a bird’s-eye view of children’s after-school.	タイプ	形態	X県	Y県
	①	両：教委 生涯・青少年）	7	1
	②	両：教委（その他）	3	0
	③	教委 生涯・青少年）／福祉	12	10
	④	両：福祉	2	1
	⑤	教室未実施／教委 生涯・青少年）	1	1
	⑥	教室未実施／福祉	18	11
	⑦	教室未実施／教育委員会（その他）	0	2
合計			43	26

<報告3>

代表者 所属大学・学部	中央大学	身分	非常勤
氏名	高 橋 靖 幸		
NAME	TAKAHASHI Yasuyuki		

1. 研究課題

（和文） 児童虐待防止法（昭和8年）成立をめぐる<児童>の社会的構築

（英文） Social Construction of Childhood through the Child Abuse Prevention Act (1933)

2. 研究期間

2012年4月1日 ～ 2013年3月31日

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 800字程度、英文 30word 程度）

(和文)

近年、グローバル化そして情報化の更なる進展によって教育や就労についての人々の価値観が大きく転換しており、それとともに子どもにかかわる問題が社会においてますますクローズアップされるようになっていく。このようにして子どもが社会問題の対象とされるとき、かれらに対しては社会の強い関心や期待が注がれ、そこに新しい子ども観・児童観が生まれる。いわば、子どもは社会問題の対象として人々の関心が向けられていく歴史的な経過のなかで／を通じて新たに構築されていくのである。重要なことは、社会問題の構築のなかで新しい子ども観が形成されるとともに、そこで形成された新しい子ども観がその後の社会問題の構築のあり方を左右していくという点にある。こうした子ども観と社会問題の構築の連関は、日本社会においてどのように誕生したのか。本研究は、明治期から昭和期にかけて児童虐待が社会問題として構築される過程を事例に、社会問題の対象としての「子ども」が日本社会のなかにどのように形成されてきたのかについて考察をするものである。

本研究は、構築主義の立場から、明治期から昭和期にかけての雑誌記事や新聞記事、帝国議会議事録、調査報告書を対象に、児童虐待にかんする言説を取り上げ、その構築過程を明らかにした。そのなかでは、日本において子どもの問題が「虐待」という言葉をもって記述されるようになるのが明治期の中頃からのことであり、そして明治期の終わりにはそれが社会問題と呼び得る状況にあったことが確認された。その後、児童虐待は大正期にその実態を調査するべき対象としてみとめられ、そして昭和8年に日本において初めて児童の虐待を取り締まるための法律「児童虐待防止法」が制定された。児童虐待防止法は、当時確立した児童保護の理念にも支えられ虐待を受ける子どもの救済を目的として議論されてきた。しかし、実際に法律が施行される段階になると、そこで主に救済の対象とされたのは屋外で特殊な労働に就く子どもたちであった。児童虐待防止法は、子どもを労働の世界（大人の世界）から切り離して、教育の世界（子どもの世界）に囲い込む力を伴って運用されたことが本研究により明らかとなった。

(英文)

The purpose of this research is to examine social construction of childhood in a social problem of child abuse, which was constructed from the Meiji era to the Showa era and made the Child Abuse Prevention Act (1933).